

令和5年度 鳥羽小学校いじめ防止基本方針

筑西市立鳥羽小学校

1 目的

児童の尊厳を保持するため、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策に関し、その基本的事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義 <いじめ防止対策推進法第2条より抜粋>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止等の基本理念 <いじめ防止対策推進法第2条より抜粋>

- ・ いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ・ いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ・ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

4 未然防止のための取組

- (1) いじめを許さない・見過ごさない雰囲気づくり
 - ① 定期的に学級活動や全校集会において児童への啓発を図る。
 - ② 「思いやり集会」の実施
学級の話合いによる「いじめ防止スローガン」の作成
 - ③ 校内研修によるいじめに対する職員の意識啓発
 - ④ 毎月、なかよしアンケートを実施して実態を把握するとともに、児童への意識付けを図る。
 - ⑤ 毎週1回、集会の折に気になる児童の報告を行い、共通理解を図る。また、支援等について確認する。
 - ⑥ 毎週1回、生徒指導部会を開き、気になる児童等についての共通理解と対策を話し合う。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進
 - ① 一人一人が活躍できる学習活動
ア 分かる・できた・楽しい授業づくり

- イ 個に応じたきめ細かな指導の充実
- ウ 学習の約束の徹底
- ② 心の教育の充実
 - ア 教育活動全体を通じて行う道徳教育の実践
 - ※ コロナ感染者等に対する接し方の指導
(いじめにつながらないように)
 - イ 人権教育、情報モラル教育の充実
 - ウ 豊かな体験活動の実践(特別活動等の充実)
 - ※ コロナウイルス感染症対策を考えて実施方法を検討する。
 - エ 「SOS出し方」についての指導(学級活動・道徳等で)
 - オ 読書活動の推進(全員年間50冊達成を目標に)
 - カ 温かな言葉かけの推進
(「みんなが笑顔」メッセージ作成・教室掲示)

(3) 教育相談の充実

- ① 相談体制の整備
 - ア 「相談ポスト」の設置(校長室前)
 - イ 「なかよしアンケート」実施(毎月)後の必要に応じた面談
 - ウ 校内オンライン相談窓口の設置
- ② 教育相談
 - ア 担任と保護者による二者面談(7月)
 - イ 担任と児童による教育相談(12月)
 - ウ 個別面談(随時)

5 早期発見のための取組

(1) 積極的な情報収集とSOSが出せる人間関係づくり

- ① 全職員による丁寧な日常的観察の実施
(休み時間の校内外巡視、放課後の校区内巡視など)
- ② 学校生活・いじめに関するアンケート「なかよしアンケート」の実施(毎月1回)
- ③ チェックリストの活用
- ④ 保健室利用状況の確認
- ⑤ 児童との会話・日記等の活用
- ⑥ スクールカウンセラーの活用

(2) 保護者との連携

家庭訪問、PTA総会、学級懇談会、学校だより、学校ホームページなどを通じて「いじめ防止基本方針」について理解を得るとともに、緊密な連携協力体制を図っていく。

(3) 相談窓口の周知

各学期初めに、「相談機関の案内」、「いじめ・体罰解消サポートセンター」、「いじめネット目安箱」などの相談窓口について広く保護者に周知する。

6 関係諸機関との連携

- ・ いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなど

の重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の対応等について相談する。

- ・ いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、児童相談所や警察署等と連携して対処する。

7 いじめ防止対策委員会の設置

- ・ いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、当該学級担任、学校評議員、PTA役員によるいじめ防止対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

8 いじめ事案への対応

(1) 被害児童の保護

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を即座にやめさせる。また、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴するとともに、児童から事実関係の聴取を行う。
- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制を作る。また、必要に応じていじめた児童を別室において指導し、いじめられた児童が落ち着いて学習などができる環境を確保する。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続し十分な観察を行うとともに、必要な支援を行う。

(2) 実態の把握

- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取りを行い、いじめの正確な実態把握を行う。いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。

(3) 加害児童への対応

- ・ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ いじめた児童が抱える問題などいじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・ 校内での情報モラル教育を積極的に推進するとともに、保護者においてもPTA総会、学級懇談会、学校だより、夏休みの二者面談を通して積極的に協力・理解を求める。

9 重大事態への対処

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(自殺の企図、身体への重大な傷害、金品等の重大な被害、精神性疾患の発症等)・ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされ |
|--|

ている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安とする。ただし、日数だけではなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握すること。)

(1) 重大事態の調査と報告

- ① いじめを背景とした重大事態については、学校は以下のことを詳細にかつ速やかに調査し、「いじめ重大事態報告書」にて教育委員会に報告する。

・ いじめが行われた期間	・ 加害者と被害者の氏名
・ いじめの態様	・ いじめを生んだ背景事情
・ 児童生徒の人間関係	・ 学校や教職員の対応 等

- ② 報告後、教育委員会からの指導を受け、適切に対処する。

(2) 学校主体の調査について

- ・ いじめ防止対策委員会の構成員が中心となって調査を進め、事態が収拾するまで調査を続ける。
- ・ 調査を行った時は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行う。
- ・ 情報提供を行うに当たっては、児童や保護者への心のケアと落ち着いて学校生活を取り戻すための支援に努める。

10 いじめ防止基本方針及びいじめ防止対策委員会の見直し

- ・ いじめ防止に対するより実効性の高い取組を実施するために、基本方針の内容及び対策委員会の組織・運営等については随時見直しを図る。

令和5年7月1日改訂